

## 民間資金等活用事業推進委員会第9回合同部会議事概要

日 時：平成12年6月9日（金） 13:00～16:31

会 場：永田町合同庁舎 5階第一会議室

出席者：西野部会長、山内部会長、奥野委員、小幡委員、高橋委員、前田委員  
有岡専門委員、伊藤専門委員、植田専門委員、鶴崎専門委員、廣實専門委員、  
光多専門委員、美原専門委員、矢野専門委員、山下専門委員

関係機関出席者：大石政策企画官（建設省）、杉浦課長補佐（通商産業省）、松本公共住宅  
事業調整官（建設省）、満田企画官（自治省）、森専門官（運輸省）、小林技監（千  
葉県）、小山課長（東京都）、古谷課長（神奈川県）、三上次長（千葉市）

事務局：白須民間資金等活用事業推進室長、阿部参事官、古谷企画官、清水企画官

### 議事概要

ガイドラインについて

事務局より資料1～5について説明があった（資料5は「PFI事業例」）。

なお、資料1～4については、ガイドラインについての意見に係るものとして、ガイド  
ラインについての検討状況に照らし適切な時点において公表することとし、当面、非公開  
の取扱いとなった。

今後の進め方について

意見の概要は次のとおり。

- ・ガイドラインの分野として、VFMとリスク分担以外にこれはというものは。
- ・（事務局）公表を含めたプロセスの点はヒアリング等を通じて議論になっており、VFM、リスク分担に加えて大別して3つぐらいかと考えている。
- ・中央省庁の意見を多少参考にしては。
- ・（西野部会長）関係機関出席者もあり、ヒアリングでいろいろな例を聞いていることもあり、十分ではないか。
- ・透明性や事業の確実な実施の担保等のためプロセスはガイドラインで示す必要があると思う。関係機関出席者の参加で、ガイドライン作成の際の各省庁との協議に時間がかからないと考えてよいか。ガイドラインは国の事業に関することを主に考えておけばよいのではないか。
- ・（事務局）そういう期待はないわけではないが、関係機関出席者は、ガイドラインの審議に公共部門での知識・経験を活かすためで省庁等の意見を述べるという立場ではない。
- ・（関係機関出席者）基本方針も地方自治体は参考にとり、実際には自治体も精読している状態になっている。ガイドラインも同様に、地方自治体は参考にとり、とすれば良く、広く周知徹底を図れば、細かい部分まで読み込んで事業に取り組むと思う。
- ・中央省庁には1つは事業を実施する立場、もう1つは自治体への補助、助言という2つの立場がある。委員会で議論する際に各省の意見等の吸い上げは必要では。

- ・(事務当局) 中央省庁もまとめて話をしたいというほどまとまった状況ではないのでは。
- ・我々が民間発意する際、補助の有無等を知ることが大事。どう考えるのか議論しては。
- ・各省庁のPFIに関連する検討結果等が文書で出てくると大変参考になるのだが。
- ・様々な問合せが事業所管省庁等になされていると思われ、ガイドラインの作業が終わった段階でもその対応について伺う機会を作っては。
- ・自治体への事業官庁の指導のあり方、ものごとの考え方はガイドライン作成にも資すると思う。
- ・国においても具体的な事業にのっかって、ガイドラインがどう必要であるかという要望等を何らかの機会に聞いておくべきでは。
- ・基本方針も法に基づき自治体に直接適用されるものではなく、ガイドラインも形としては一応切り離しておく必要があるのでは。
- ・国のガイドラインでもあり、議論と並行して各省庁から話を聞く機会を設けられるのでは。
- ・各省庁との合意形成がなされないと前に進むものとならないので、今後の過程の中で行うことを考えてもらいたい。
- ・(事務当局) 関係省庁からの報告書については、既にお配りしているところ。
- ・(西野部会長) それぞれの制度の背景、基盤は種々であり、たたき台づくりの中で問題提起をすれば関係機関出席者からも大事な問題であれば発言があるだろうし、実施状況を見ながらの判断でよいのでは。また、委員、専門委員はこの分野の一番の専門家で、世界の情勢にも明るい方々であり、こちらでイニシアティブをとって進める方が、各省庁からの意見を先に聞いて自己規制するよりもよいガイドラインができるのでは。

#### ガイドラインの論点整理について

意見の概要は次のとおり。

- ・協定については、リスク分担とともに検討するのか、プロセスの中で検討するのか。
- ・(事務当局) リスク分担が協定の重要項目であり、基本方針でも両者はほぼ一体として書かれているし、一方、協定はプロセスの最後として捉えることもできる。
- ・ガイドラインの対象の考え方として、基本的事項の縦軸、時間的流れの横軸を考え、縦軸にVFM、リスク、協定とあり、横軸にプロセスがあると考え、縦軸の3つがプロセスの中でどうなるのかを議論した方がよいのでは。
- ・プロセスを示すことによって、透明な手続きとして国民に新しい公共事業のあり方を呈示することができるのではと期待している。
- ・VFMについては、PSCの前提をどうするか、リスクをどう取り入れるか、割引率、VFMをどの段階でどの程度計測するか等いろいろな点があり、論理一貫したものを作る必要がある。
- ・プロセスは、評価や時間の問題等、VFMが達成できる仕組みになるようなところに気をつけながら、包括的な枠で全体をみてはどうか。協定は、リスク分担等いろいろなものを包括して何が協定に盛り込まれるべきかという形でまとめては。
- ・プロセスだけを独立させても議論が深まらないのでは。各ワーキングの共通認識となるような形で取り扱うべきでは。

- ・ V F M、リスク分担をどういう形で落としていくのか、協定をどう位置付けるのか、そういう議論なしでプロセスを議論しても空論になるのでは。
- ・ V F Mとリスク分担は1つの大きなパッケージであり、一体化して行うべき。その要素を時系列的なものも含めて実務的に分解し、その上で議論しガイドラインに落とすということではないか。
- ・ P F Iでは公共と民間事業者の契約、金融機関が官民それぞれと締結する契約もあり、協定は独立してやってもよい位のものでは。
- ・ リスク分担や協定については、現実にはいろいろな制約の中でなされており、パッケージとしての事例が多々出てこない、ガイドラインとしてまとめるのは難しいのではないか。3つの分野を同時にやるのは難しいと思われ、まずV F Mを進めては。
- ・ 協定については、1つの柱になるほどのテーマになるものか。
- ・ 事業者と政府の基本協定、三者間の協定の影響の仕方、協定の締結の仕方に関して、ワーキングを設けるかどうかは別にして議論すべきでは。
- ・ 諸協定の締結の仕方は、いろいろあり、公共と民間事業者の協定が先行してやる例もあれば、同時に締結する例もある。こうあるべきと決める必要はないが、議論の要素に入れることは必要。
- ・ 今の話もプロセスという切り口の中でカバーすれば、問題点の指摘に止める形でも良いのでは。
- ・ 地方自治体の中には、P F Iの手続を実際にはどうしようかと考えている所が多いと思われ、まず確認的にプロセスをおさえた上で、一番大きな問題と見られるV F Mについて進めてはどうか。
- ・ 法務、会計、金融、建設等の専門家を各公共団体が抱えるのは大変なので、各種アドバイザーの短期的な活用、活用の仕方等をプロセスのガイドラインの中を含めたらどうか。
- ・ (関係機関出席者) 地方自治体には英国方式として今のことを申し上げているし、先行して実施方針等に着手した自治体は行っている。
- ・ 検討項目が多々ある中、ガイドラインの提示が急がれているので、V F Mとリスク分担をまず固めて、その他の項目は、必要度に応じて暫定的なものでも出していけばよいのでは。
- ・ P F Iで公共事業を効率化する際に最初に出てくる要素がリスク移転であり、その結果がV F Mの計算に反映したり、協定にも反映するので、リスク分析が最初で、その後にV F Mでは。また、協定に関連して、事業の中止、あるいは終了段階の措置について何れかのガイドラインで早急に示すべきでは。
- ・ プロセスには、1つはプロセスのどこでどういう問題が起こるかの抽出の際にプロセスから見ていくという点、もう1つは実際にV F Mはこうだとしたときに実際のプロセスにどう落としていくかという点がある。V F Mは公共事業の効率性を上げるという点で、リスク分担は官と民の新しい役割分担の点で、ともに重要であり、これらを議論するにはプロセス論が必要である。V F Mについては、日本全国一律に適用できる式を示すのは恐らく無理と思う。ガイドラインはV F Mについての基本的な考え方を示すものでは。
- ・ 社会的費用便益分析がマニュアル化に努めある程度比較できるような現状を踏まえると、

ある程度マニュアル的なところまで入らざるを得ないのでは。

- ・金融ということを考えずにPFI事業契約の議論が進むことは避けなければならないと思う。リスク分析、リスク分担は、事業、セクター、場所によっても異なるため、最重要な点について言及し、あとは個別に検討しなさいという形になるのかと思う。VFMの計算の際に、PFI方式の建設コストを従来方式の何%減と想定しているケースが多いが、この根拠なりをガイドラインで示せば有益では。
- ・全国各地で大都市以下にもPFIを広げていくため、地方の中小ゼネコン業者が読んで分かるような簡略なガイドライン、簡便な議会手続が示せるとよいのでは。
- ・(事務当局)簡略な制度でというのは、指針としてのガイドラインの性格とは合わないものとする。
- ・建設コストがPFIでは従来方式より下落するというのとはどういうことか。
- ・従来方式では維持管理・運営段階のコストを十分考慮しなかったが、PFIのようにライフサイクルコストの観点から設計を変えコスト最小化を図ると建設コストが下がることが実証されている。
- ・結果としてそうなることもあろうが、PFIはライフサイクルコストが下がるのであり、建設費が上がって長期間の保守費が下がってトータルで下がるということもあるはず。
- ・(関係機関出席者) VFMの評価は2段階で行っており、1つは、特定事業の選定の段階で、ここでは仮定で数値をおく必要がある。もう1つは現実に入札があった段階で入札がPSCより安いことを検証した。仮定値の置き方として建設費が何%減と自治体の判断でさせてもらったということ。
- ・いろいろな工夫がこらせる余地はあり、PFI方式の方が安くなることは分かるが、従来方式でも、維持管理まで考えて安くつくれる設計に努めており、予め理由なしに建設費の一定率減という想定をおくのはいかなものか。
- ・建築では、公共と民間の建築単価が違うという統計があるのは事実。ただ何割減とおいたことが公表されると、従来方式は何だったのかということで議論になりかねないと思っており、ガイドラインで算定方法が示されている方がありがたいのでは。
- ・英国ではPFIに向く案件というのは、運営コストの削減が見込める案件と分けている。
- ・VFMの計算においてリスク調整費の算定についても議論しては。ヒアリングをした、プロセスについてガイドラインを作ることは非常に大事であると感じている。

次回の民間資金等活用事業推進委員会合同部会について

6月16日(金)午後1時~5時に開催予定。

以上

(速報のため事後修正の可能性あります)

[ 問合せ先 ]

内閣総理大臣官房内政審議室民間資金等活用事業推進室

TEL. 03-3502-7319, 03-3502-7346